



立川市会計年度任用職員
(時給報酬制)
採用試験募集案内

《令和8年9月採用》

臨時心理職員（テスター）

応募締切：令和8年6月30日

立川市教育部教育支援課
令和8年6月

立川市会計年度任用職員（時給報酬制）採用試験募集案内

身分	地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員
職種	臨時心理職員
仕事の内容	① 知能検査の実施及び保護者への説明（WISC-V、田中ビネーVまたはVI） ② その他立川市教育委員会教育長が必要と認めること
学歴（履修科目）	不問
必要な経験等	下記の要件を満たす方 「WISC-V」「田中ビネーVまたはVI」の実施、解釈及び保護者へのフィードバック（説明）ができること
必要な免許・資格	下記のいずれかに該当する方 ① 公認心理師の資格を有する方 ② 臨床心理士の資格を有する方 ③ 臨床発達心理士の資格を有する方 ④ ①～③の資格を令和8年度中に取得予定で、実務における検査実施数が十分であること
採用人数	1名
任用期間	令和8年9月1日から令和9年3月31日まで ※ 任用開始日については状況によって相談可 ※ 最初の1ヶ月は条件付採用となります。
勤務場所	立川市教育部教育支援課 （立川市錦町三丁目3番6号 子育て支援・保健センター「はぐくるりん」3階）
勤務日・勤務時間	週1回（土曜日） 勤務時間：8時45分～17時（休憩45時間） 時間外勤務：原則なし
休日・休暇等	【週休日・休日】 ・指定日以外 ・日曜・祝日・年末年始（12月29日から1月3日） 【有給の休暇】 事故休暇 【無給の休暇・休業】 慶弔休暇、災害休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健休暇、妊婦通勤時間、産前産後休暇、育児時間、病気休暇、健康管理休暇、公民権行使等休暇、ドナー休暇等

報酬・手当	1時間あたり2,000円 ※ 規定により、別途通勤費報酬を支給します。
社会保険	災害補償については、労働災害補償又は公務災害補償を適用します。
選考方法	一次試験：書類選考（受験申込書、資格証明書） 二次試験：面接試験（一次試験合格者のみ）
面接日程等	日程：令和8年7月7日（火）午後 場所：子育て支援・保健センター「はぐくるりん」 ※ 時間については一次試験合格者にお電話でご連絡いたします。 ※ 面接日程等は、都合により変更することがあります。
応募方法	<p>【提出書類】</p> <p>① 受験申込書： 受験申込書は市ホームページよりダウンロードができるほか子育て支援・保健センター「はぐくるりん」3階にて配布 必要事項記入、裏面に氏名を記載した厚40mm×ヨコ30mmの写真（最近6ヶ月以内撮影、上半身、脱帽、正面向）を所定位置に貼付</p> <p>② 資格証明書の写し</p> <p>③ 返信用封筒：長形3号（120mm×235mm）の封筒に自己宛の住所・宛名を記入して110円切手を貼付（選考結果通知用）</p> <p>【郵送申込】</p> <p>① 提出期限 令和8年6月30日（火）【必着】 ※ 必ず簡易書留で送付してください。簡易書留によらない事故については、責任を負いません。</p> <p>② 郵送先 〒190-0022 立川市錦町三丁目3番6号 子育て支援・保健センター「はぐくるりん」 立川市教育支援課 教育相談員採用担当 宛</p> <p>【持参申込】</p> <p>① 受付期間及び時間 令和8年6月30日（火）まで 月曜～金曜日の9時～17時（時間厳守）</p> <p>② 受付場所 立川市教育支援課 立川市錦町三丁目3番6号 子育て支援・保健センター「はぐくるりん」3階受付</p>

<p style="text-align: center;">そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 試験結果については、可否に関わらず全員に通知します。ただし、辞退の場合は省略させていただきます。 ✓ 試験に関する提出書類は、一切お返しできません。 ✓ 申込書の記載事項に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。 ✓ 営利企業への従事等については、職務専念義務に支障を来すような長時間労働や信用失墜行為に抵触し得る兼業（業務と利害関係のある場合等）は行わないことを前提とします。 ✓ 災害が発生した場合、職務実態に応じて災害対応の職務を行っていただくことがあります。
<p style="text-align: center;">お 問 い 合 わ せ</p>	<p>平日の9時～17時（12時～13時は除く）</p> <p>教育支援課教育相談係 担当：宮内・伊藤</p> <p>電話 042-523-2111 内線 4043 直通電話 042-506-0018</p>

【注1】 次の各号の一つに該当する方は受験できません。

（地方公務員法第16条の欠格条項）

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 立川市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【注2】 地方公務員法上の服務に関する規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止等）が適用され、一定の義務違反に対しては懲戒処分の対象となります。

【注3】 勤務条件は応募開始時点の予定であり、改定があった場合はその定めるところによります。